



シンガポールにおける「オンラインセーフティ法」施行について

2023年2月

One Asia Lawyers Group
シンガポールオフィス

1. はじめに

2022年11月9日に国会で成立した「オンラインセーフティ法」(the Online Safety (Miscellaneous Amendments) Act¹、以下「本法」)が、2023年2月1日から施行されました。

これは、シンガポールにおけるオンラインコンテンツのエンドユーザーの安全性を高めるため、「放送法」(the Broadcasting Act 1994²)及び「電子取引法」(the Electronic Transactions Act 2010³)の追加的改正という形で、保護者、若者、地域団体代表、学識経験者、産業界など複数のステークホルダーによる幅広い協議の結果を踏まえてなされたものです。

この法律により、シンガポールのエンドユーザーがアクセスできるオンラインコミュニケーションサービス(Online Communication Services、OCS)を規制するため、放送法に新たなパートが導入されました。同パートの目的としては、概ね(a)シンガポールにおける健全なオンライン環境の提供、(b)シンガポールの子供のエンドユーザーの有害コンテンツからの保護、及び(c)公益性に基づく規制、の3つにあると規定されています(本法第5条、放送法第45A条)。

なお、この規制は、放送法の別表において指定されたOCSに対してのみ適用され、現時点では、ソーシャルメディアサービス(Social Media Services、SMS)⁴のみが指定されています。



2. シンガポールのエンドユーザーのオンライン安全性向上措置

(1) 「有害コンテンツ」(egregious content) 規制

本法の施行により、シンガポールの情報通信当局(Infocomm Media Development Authority、IMDA)は、OCSに見られる「有害コンテンツ」(egregious content)へのシンガポールのエンドユーザーのアクセスを無効にする各種命令(direction)を出すことができることになりました。この「有害コンテンツ」には、次のようなものが含まれ、かつ、それがシンガポール内外で行われたかは問わないとされています(本法第5条、放送法第45D条)。

¹ <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/38-2022/Published/>

² <https://sso.agc.gov.sg/Act/BA1994>

³ <https://sso.agc.gov.sg/Act/ETA2010>

⁴ 本法(放送法)上、「ソーシャルメディアサービス」は次の通り定義されており、一般にイメージするSNSなどは、基本的にこれに該当すると思われます。

“social media service” means an electronic service that satisfies all the following characteristics:

- (a) the sole or primary purpose of the service is to enable online interaction or linking between 2 or more end-users (including enabling end-users to share content for social purposes);
- (b) the service allows end-users to communicate content on the service;
- (c) any other characteristics that are prescribed by Part 10A regulations;

- ・自殺や自傷行為、身体的・性的暴力、テロリズムを擁護・指導するコンテンツ
- ・子どもの性的搾取を描写したコンテンツ
- ・シンガポールにおける公衆衛生上のリスクをもたらすコンテンツ
- ・シンガポールの人種・宗教上の不和を引き起こす可能性があるコンテンツ

このほか、Code of Practice のドラフト（後述）においては、

- ・ネット上のいじめ（Cyberbullying）に関するコンテンツ
- ・悪徳商法や組織的犯罪を助長するコンテンツ

も含まれるとされています。

更に、本法、ドラフトガイドライン（後述）等において、定義される各コンテンツの詳細な内容について規定されていますのでご参照ください。

また、IMDA は、次の 3 種類の命令を出すことができます（本法第 5 条、放送法第 45H 条、45I 条）。

- (a) OCS プロバイダーに対し、シンガポールのエンドユーザーによる有害コンテンツ（特定の投稿など）へのアクセスを無効にすべきとする命令
- (b) OCS プロバイダーに対し、シンガポールのエンドユーザーへの有害コンテンツの配信または通信を停止する命令
- (c) OCS プロバイダーが IMDA の指示に従わない場合に、インターネットアクセスサービスプロバイダーに対し、シンガポールのエンドユーザーによる当該 OCS へのアクセスをブロックする命令

（2）実務規範（Code of Practice）の制定

IMDA は、OCS の提供範囲及びその内容・程度等に鑑み、著しい影響力を持つと判断した OCS を「規制対象オンライン通信サービス」（Regulated Online Communication Services、ROCS）に指定することもできます（本法第 5 条、放送法第 45L 条）。ROCS プロバイダーは、有害コンテンツにさらされることによるシンガポールのエンドユーザーの危険性を軽減するためのシステムおよびプロセスをサービス上に導入し、そのような措置について、ユーザーに説明責任を果たすことを求める Code of Practice に準拠することが要求される場合があります（本法第 5 条、放送法第 45L 条）。

この点に関し IMDA は、指定された SMS のためのオンライン安全性に関する Code of Practice を提案しています。このドラフト、及びそのガイドラインが IMDA のウェブサイト⁵で公開されており、関連業界においてさらなる協議を経て、2023 年後半に施行される予定となっています。

（3）罰則

本法（放送法）に基づく規制に違反した場合の罰則としては、例えば上記「有害コンテンツ」の配信の停止命令に違反した場合には、最大 1,000,000 シンガポールドル、及び継続的な違反に対して一日あたり更に最大 100,000 シンガポールドルの罰金が課されることになり（本法第 5 条、放送法第 45E 条）、比較的厳しいものと言えます。

⁵ <https://www.imda.gov.sg/Regulations-and-Licences/Regulations/Codes-of-Practice/Codes-of-Practice-and-Guidelines---Media>

このほか、そのような「有害コンテンツ」にアクセスするインターネットサービスの提供者に対しても、最大 500,000 シンガポールドルの罰金が課され得ます（本法第 5 条、放送法第 45F 条）。

3. まとめ

本法は、直接にはエンドユーザーを規制するものではなく、サービスプロバイダが規制対象となりますが、上記の通り、罰則も小さくないため、プロバイダ自身がコンテンツに対する規制を強化することが想定され、今後、エンドユーザーが各種 SNS にアップするコンテンツにも、より一層の注意を払う必要が出てくるものと思われます。例えば、日本で最近見られるような「迷惑動画」や、炎上商法まがいのコンテンツは、本法上の「有害コンテンツ」に該当する可能性が高いものと思われます。

本法自体は、プロバイダに対する責任を持ったサービス提供をより一層義務付けるものですが、このような法規制を通じて、結局のところ、エンドユーザーにおいても、この種のサービスについて「責任を持った利用」が益々求められてくるものと思われます。また、具体的にどのような記事が「有害コンテンツ」に該当するかについての更なる詳細の記載された正式な Code of Practice 及びガイドラインの発表が待たれるところです。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著者紹介 >



伊奈 知芳

One Asia Lawyers Singapore Office

弁護士（日本）

弁護士登録後、日本における対中国クロスボーダー投資案件を主要業務とするブティック型法律事務所にて約 8 年間勤務。同所入所直後より主に中国案件に関与し、2010 年より同所上海事務所代表として常駐。2013 年より同所主席代表弁護士として勤務する。

2015 年同所を退職後、シンガポール国立大学法学部大学院（LL.M.）へ留学。2016 年、同大学院を卒業（Master's Degree を取得）後、One Asia Lawyers の設立に参画。以後一貫してシンガポールをベースとし、東南アジア及び中国を中心とするクロスボーダー M&A 案件のほか、労務、知財、コンプライアンスその他一般企業法務案件、およびシンガポール関わる国際離婚、相続案件等に幅広く携わっている。特に、シンガポールを中心とした個人情報保護法制に関する案件については、講演・執筆活動も多数行っている。International Association of Privacy Professionals (IAPP) 会員、Certified Information Privacy Professional/Europe (CIPP/E)。
tomoyoshi.ina@oneasia.legal